

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

日本における近代的身体概念の形成：
軍隊・教育・メディア

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-01-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松浪, 檢, Matsunami, Minoru メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1283

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



日本における近代的身體觀の形成

—軍・教育・メディア—

松浪 稔
東海大学

I. はじめに

日本近代の始点は明治維新におくのが一般的である。明治維新は通常、幕末の動乱から王政復古を経て近代国家の形成に至る一連の歴史過程を意味する。幕藩体制から近代天皇制国家の成立、封建社会から資本主義社会への移行過程である。その一つの基点となるのが一八六八（慶応四）年の五箇条の誓文であり、明治新政府は公議輿論の尊重、開国和親など新しい政治理念を宣言した。

明治維新によって人々を取り巻く環境は大きく変化したといつてよい。明治新政府が目指したのは、国家の独立を守り、欧米列強（西洋）と肩を並べる強国をつくることだった。そこで明治政府は「富国強兵」の合言葉のもと、西洋から近代的な諸制度や技術を導入した。つまり、日本の近代化とは、西洋化と区別されなかったのである。このような社会、政治、経済制度の変化は人々の身体にも変化をもたらした。これらの制度を支える身体（近代的身体）が必要だったのである。つまり、身体の近代化が必要であった。

本稿では、日本における近代的身体觀、つまり日本が近代化するにあたり、どのような身体が必要とされ、理想とされたのかをあきらかにすることを目的とする。着目するのは近代化への起点といえる一八六八年頃から日清戦争、日露戦争という二つの対外戦争に勝利した一九〇五年頃までとする。この期間は、日本の近代化の開始から、世界史の中に日本が近代国家として登場する頃までといつてよいだろう。

まず、日本近代の身体觀を考察する前に、その前提となる近代化以前の身体についてあきらかにしたい。つぎに、以下の三つの視点から日本近代の身体觀をあきらかにしたい。一つは、軍の身体、つまり国民皆兵の理念のもと公布された徴兵令の目指す身体である。二つ目は最初の教育の機会である小学校において目標とされた身体。三つ目は、メディア（少年雑誌）

にあらわれた身体である。

II. 近代化が必要な身体

本章では、西洋化が必要な身体とはどのような身体であったのか、明治期の写真、絵画などから、近代化過程にある身体がどのような身体であったか確認したい。

人間はタブラ・ラサの状態で生まれてくる。しかし人間は、その生まれた社会の影響を受け成長する。その意味で、社会体制が変われば、人間自体、そしてその身体も変わると考えてよい。常日頃我々は、自然な身体を獲得していると考えがちかもしれないが、その自然な身体とは、社会や文化に彩られた身体なのである。現在の我々の身体も現代社会の文化に彩られているのである。

一九〇〇（明治三三）年以降の日本人の年齢別の身長、体重の推移をみてみれば、約一〇年前の身体と、現在の我々の身体が、体格の面で大幅に違っていることが分かるであろう。表1から表4の通りである。これは、この一〇年間の社会の変化によるものといつてよいだろう。

一九〇〇年から二〇〇九年までの体格の変化を概観すると、六歳男子の平均身長は一〇七・〇センチメートルから一一六・七センチメートルへ、一七歳男子の平均身長は一五七・九センチメートルから一七〇・八センチメートルへと伸びている。同様に六歳女子の平均身長は一〇四・八センチメートルから一一五・八センチメートルへ、一七歳女子の平均身長は一四七・〇センチメートルから一五七・九センチメートルへと伸びている。

これに対応して、六歳男子の平均体重は一七・〇キログラムから二一・五キログラムへ、一七歳男子の平均体重は五〇・〇キログラムから六三・一キログラムへ、六歳女子の平均体重は一七・〇キログラムから二一・〇キログラムへ、一七歳女子の平均体重は四七・〇キログラムから五二・九キログラムへと増加している。表1から表4によれば、特に第二次世界大戦後の伸びしろが大きいことがわかる。これらデータは、一九〇〇年以降のものであり、日本が経験した初めての対外戦争である日清戦争（一八九四年から一八九五年）後からの記録である。対外戦争がひとつの契機となって国民体育への関心が高まり、国民の体位向上が目指されたことを考慮に入れると、一九〇〇年以前の日本人の体格が、このデータより大幅によ

かったとは考えにくく、この水準と同等かそれ以下であったと推察できるのではないだろうか。



写真1 箱根 カゴに乗って



写真2 二人引きのジンリキシャ



写真3 フンドシ姿で一服

もちろん身体の変化は身長、体重といった体格面のみではない。
写真1から写真3は一八八二(明治一五)年にフランス人ウーグ・クラフトが撮影した写真である。²⁾ 日本は欧米列強と肩を並べるために近代化(西洋化)を推し進めたのだが、それは一朝一夕でなされるものではなかった。これらの写真を見れば、一八八二年では、ちよんまげ 丁髷、ふんてし 禪一丁、はんてん 禪に半纏といった格好が一般的だったことがわかる。まだ洋装は一般的ではなかった。また一緒に写

っているフランス人と比して、日本人が小柄であったこともあきらかである。
図1から図3は、ジョルジュ・ビゴーが描いた鉄道の様子である。³⁾



図1 切符を買う三等車の乗客たち
『日本人生活のユーモア画集』第一集
『東京・神戸間の鉄道』明治三二年(『別冊太陽』
No. 九五「ビゴーがみた世紀末ニッポンより」)

東海道線は一八八九(明治二二)年に新橋・神戸間が全通し、片道約二〇時間で移動した。鉄道は、技術の標準化による敷設距離の延長、大量輸送、長距離移動、定時運行など、日本の近代化を支える技術であった。この鉄道を利用する人々をとらえたスケッチからも人々の様子がよくわかる。

三等車は国民の大部分を占める一般庶民、大衆といわれる階層の人々が利用する。着物姿に帽子、半纏姿に長靴、蓑笠姿の人々等が、切符を買うために窓口が集まっている。整然と列を作るのではなく、雑然と集まっているさまは、「並ぶ」という習慣がまだ身体化されていないことを示しているようだ。

二等車の乗客は中流階級以上だといってよいだろう。椅子に腰をかけるという習慣がほとんどなかったため、靴を脱いで座席に座っている。履物も草履、靴、下駄とさまざまである。

一等車の乗客は上流階級。お金持ちである。女性は着物姿だが、男性は洋装である。子供にも洋服を着せている。女中を伴っているであろう。二



図2 二等車…履物の陳列…下駄…
『日本人生活のユーモア画集』第一集
『東京・神戸間の鉄道』明治三二年

等車、三等車の乗客と比べると、その居住まいの違いがよくわかる。
このように、日本が近代化するに伴い、日本人の身なりや身体技法も近代化された。身体が近代の（西洋の）制度に適応させられたのである。たとえば、裸になる習慣、丁髷、半纏や着物などの和装、座り方などの身体技法が、近代化のために切り捨てられたり、変容を余儀なくされたりしたのである。

III 徴兵令の身体

兵士の身体の肉体的（数値的）尺度を示したのが一八七三（明治六）年一月に公布された「徴兵令」であろう。これはフランス軍制の影響が大であった。徴兵令は、満二〇歳の男子を徴し、抽選で、常備軍⁵（三年）、第一後備軍⁶（二年）、第二後備軍⁷（二年）の合計七年間の兵役服務義務を定めた。そのほか満一七歳から四〇歳までの男子で免役されたもの以外のすべてを国民軍の兵籍に登録した。これによって「国民皆兵」の理念を掲げることになったのだが、広範な免役条項が存在しており、その実現は遠かった。

この徴兵令の第三章、常備兵免役概則、第一条に「身ノ丈ケ五尺一寸（曲尺）未滿者」、第二条に「羸弱ニシテ宿痾及ビ不具等ニテ兵役ニ堪ザル者」とある。五尺一寸は、約一五四・五センチメートル。この水準は当時の日本人の体位からみれば、かなりの高水準だった。⁸ 兵士になる



図3 一等車の乗客たち
『日本人生活のユーモア画集』第一集
『東京・神戸間の鉄道』明治32年
（『別冊太陽』、No. 九五「ビゴーがみた世紀末ニッポン」より）

には、この高水準の体格と、病弱でない丈夫な身体が必要とされたのである。そのほか、「一家の主人（戸主）」「家督を継ぐべき者」「ひとり子ひとり孫」「養子」などが免役とされていた。この徴兵令は軍隊の性格が内乱鎮圧から対外的軍事力、外征軍へと転換していくに伴い改正され、主に免役条項が制限された。

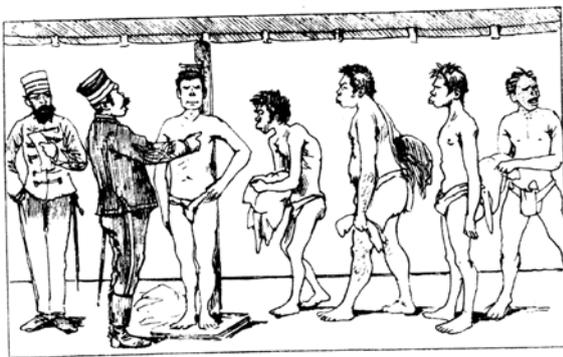


図4 身体検査の助言者
『日本人生活のユーモア画集』第二集
『兵士の日』明治三二年
（『ビゴー日本素描集』より）

それまでの徴兵令が改正、従来の免役条項が基本的に全廃されて、ここに「国民皆兵」の原則が確立された。このいわゆる新徴兵令は一八九二（昭和二）年の兵役法制定に引き継がれるまで、根本的に改正されず存続し、日本における一般兵役義務制の法的骨格となった。
その第一条では「日本帝國臣民ニシテ満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ男子ハ、総テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス」と定められた。⁹ 兵役は常備兵役、後備兵役、

そして、一八八九（明治二二）年に



図5 新兵の招集
『日本人生活のユーモア画集』第二集
『兵士の日』明治三二年
（『ビゴー素描コレクション - 明治の風俗 -』より）

国民兵役とされた。¹⁰⁾
この新徴兵令に基づく徴兵検査では「甲種合格者、乙種合格者の順に抽せんを行ない、当せん者を現役に徴集した。落せん者は一年間予備徴員とし、現役の欠員補充要員とした。予備徴員を終わったものおよび丙種合格者は国民兵役に編入された。丁種は「廢疾又は不具」および身長四尺八寸（一四五・五センチメートル）以下のものではない格免役であった。¹¹⁾つまり最低でも身長一四五・五センチメートル以上の身体が優良な（兵士となるに値する）身体だとされたのである。¹²⁾

チメートル以上の身体が優良な（兵士となるに値する）身体だとされたのである。¹²⁾
図4¹³⁾は、徴兵検査の現場である。禪一丁で、身長が測定されている場面だ。図5¹⁴⁾は、新兵の招集の様子である。徴兵検査の合格者は貧富や学歴に関係なく招集対象者であった。その為、裸足の貧乏人から洋装の金持ちまであらゆる階層の青年が集まった。

徴兵検査をするということは、その身体を数値に換算し、優劣を判定するということである。つまり徴兵という視点から、兵士になれる優良な身体と兵士となれない身体の間には明確に境界を引いたのである。そして徴兵令という基準により、兵士になれる、または兵士になれないという価値基準によって、さらに兵士になれても、甲、乙、丙と身体がランクづけられることによって、あらゆる身体が階層秩序の二項対立で語られるようになったのである。¹⁵⁾

IV 小学校教育が理想とした身体

一八七二（明治五）年、「学制」が頒布された。日本における近代教育制度の幕開けである。

本章では、教育制度においてどのような身体観が提示されたのかを、義務教育であり身体形成の基礎段階といえる小学校に着目し、考察したい。学制では、小学校は教育の初級であり、必ず学ばなければならないものとされた。小学校の基本は尋常小学で、これは上下二等に分かれていた。下等小学は六歳から九歳まで、上等小学は一〇歳から一三歳までが学齢とされた。つまり、小学校は八年間の義務教育だった。

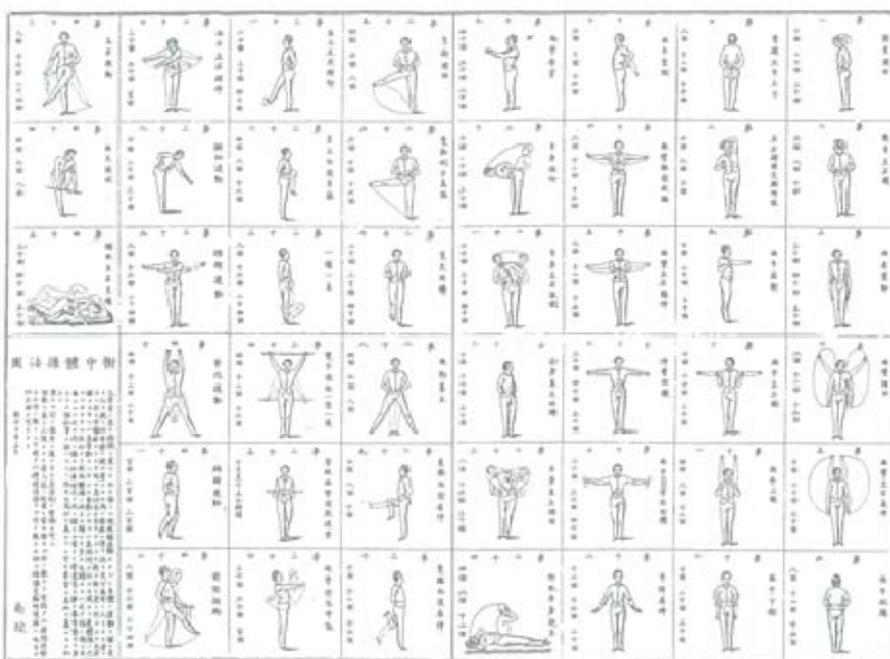


図6 樹中体操法図
（岸野雄三監修 大場和義解説、『近代体育文献集成』第I期 第八巻
体操I 日本図書センター，昭和五七年，より）

身体に関する教科目は、「体術」という科目名で掲げられた。この内容が明示されたのは、一八七三(明治六)年の「改正小学教則」で、上等小学校において「毎級体操ヲ置ク体操ハ一日二時間ヲ以テ足レリトス榭中体操法図東京師範学校板体操図等ノ書ニヨリテナスヘシ」¹⁶⁾と規定された。小学校におけるはじめての体操科の規定である。『榭中体操法図』(図6)¹⁷⁾における体操の目的は、三育主義の上になつたものであつた。また示された体操は、徒手の体操のみであつた。

一八七九(明治一二)年には学制を廃して「教育令」が制定された。これは、より教育の普及を図るためであり、一二三章¹⁸⁾ あつた学制から、教育令では四七条に簡素化された。¹⁹⁾ 義務教育については、おおよそ六歳から一三歳までとされていたが、最短四年間一六ヶ月まで短縮することが可能だつた。

この教育令で、体操科は(教育令では体術ではなく体操としている)土地の状況に応じて行ふ加設科目とされた。体操科の内容は、一八一(明治一四)年「小学校教則綱領」で明示されている。その第二十五条では「体操 初等科ノ初ハ適宜ノ遊戯ヲ以テ之ニ充テ漸次徒手運動ニ及フヘシ中等科及高等科ニ至テハ兼テ器械運動ヲナサシムヘシ」²⁰⁾ としている。ここではじめて、体操科の内容が具体的に示された。

一八八六(明治一九)年四月一〇日「小学校令」が制定された。²¹⁾ これは、初代文部大臣森有礼の教育的理想のあらわれといえよう。²²⁾

小学校令では小学校を尋常、高等の二段階に分け、それぞれ修業年限を四年とし、尋常小学校の四年間を義務教育とした。六歳から一三歳までの八年間が学齢である。

小学校令の施行規則というべき「小学校ノ学科及其程度」(同年五月)において、体操科は必修科目となつた。内容は「体操ハ幼年ノ児童ニハ遊戯稍長シタル児童ニハ軽体操男児ニハ隊列運動ヲ交フ」とされた。軽体操は、「小学校教則綱領」で示された徒手運動、器械運動を指すものであり、新たに隊列運動が加えられた。隊列運動は、後に兵式体操と呼ばれるもので、「気をつけ」「休め」等の整頓の仕方や、行進の方法などを扱つたものである。

一八九〇(明治二三)年一〇月七日小学校令が改正された。ここではじめて小学校教育の目的が明示された。つまり「第一条 小学校ハ児童身体

ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」である。

小学校は尋常、高等の二段階に分けられ、尋常小学校の修業年限は三年または四年、高等小学校の修業年限は二年、三年または四年となつている。これによつて、義務教育年限は最短三年となつた。この第三条で、尋常小学校の体操科は、再び土地の状況によつて欠くことのできる加設科目とされた。

一八九一(明治二四)年一月一七日の「小学校教則大綱」第十一条では、体操科の目的がはじめて規定された。「体操ハ身体ノ成長ヲ均斉ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」である。そして、小学校体操科の内容を遊戯、普通体操、兵式体操とした。こうして小学校において兵式体操が重視されることとなつたのである。体操科の目的は、当初、三育主義に基づき身体を強壮にするために体操を実施することだったが、これによつて体操科に気質鍛練的な見方が強調されることになつた。この背景には一八九〇(明治二三)年の教育勅語の影響があるといつて間違いない。教育勅語は、第二次世界大戦後まで日本の教育の基本方針であり、教育の基本は忠孝の道德であることを強調した。また「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」とあり、国家に緊急の事態がおれば国に身をささげるべきことを説いた。

一九〇〇(明治三三)年八月二〇日小学校令が再び改正された。尋常小学校の修業年限は四年、つまり義務教育は四年間となつた。体操科についての条文は以下の通りである。

第十九条 尋常小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、体操トス

第二十条 高等小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

第二十九条 小学校ニ於テハ校舎、校地、校具及体操場ヲ備フヘシ

第七十条 明治二十三年勅令第二百五号小学校令第三条ニ依リ体操科ヲ欠ケル尋常小学校ニ於テハ明治三十六年三月三十一日迄仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

第七十一条 既設ノ尋常小学校ニシテ体操場ノ設備ナキモノハ明治三

十八年三月三十一日迄其ノ設備ヲ猶予ス
前項ノ場合ニ於テハ其ノ猶予ノ期間内体操科ヲ欠ク
コトヲ得

この小学校令により、再び尋常小学校の体操科が加設科目から正課科目になった。体操科が必修科目とされたことについて、「小学校令改正要領」では「尋常小学校ニ於テハ從來土地ノ情況ニ依リ体操科ヲ欠クコトヲ許シタルモ体育ノ重ンスヘキ理由ニ依リ之ヲ改メテ必修科目ト為ス」²³と述べている。体育がこれまでよりも特に重視されたのである。

この小学校令の改正にともない、新小学校令の施行規則も定められた。この「小学校令施行規則」では、第十条で体操科の目的を「体操ハ身体ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ共同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」と規定している。より具体的な目的に改められたといつてよいだろう。そのために授業で行う内容は、尋常小学校では遊戯、普通体操、高等小学校では遊戯、普通体操、加えて男子に兵式体操とされた。

学校衛生に指導的役割を果たした三島通良は、この小学校令改正について以下のように述べている。

今度の小学校令の改正と云ふに付いては、学校衛生上のことに關係する所の改正が、一番主なるものと言つてよい位であります。……中略……此度の改正に付いて、改正中の重なるものと申しますると云うと。一は積極的のほうから言ひますと児童の健康を保護すると云ふこと。教育を奨励すると云ふことの二ツござります。……中略……衛生上から申しますれば積極的になつたのは、何かと云へば、体操を必修科目にしたのであります。……中略……学校に於ける体操と云ふものは、そんなに長い時間を授けるものでござりませぬ、故に疲労することは、少ないが其及ぼすところの影響は、重大なるもので、之に依つて国民の体格を作ると云ふのでござります。特に我邦に於ては、男子は悉く兵役に従事する義務を有つて居るのでござります。兵役に従事するには、完全の身体で無ければなりません、而して国民の健康の身

体を作るには、学校で作るの外ないのでござりますから、学校に於て体操を必修科として課するのは、最も適當なるものでござります。此が改正の積極的の方針の一つでござります。²⁴

つまり三島は、小学校令改正の一番重要な点は学校衛生の重視だということ。健康な身体、兵役に適する身体を育成するために、学校衛生を重視するよう小学校令が改正されたことを指摘した。そして、体操科の必修科目化と兵役を結び付けて考えていたのである。²⁵

このように、小学校令の中では明確にされてはいないが、学校教育、とくに体操科では、兵役のための身体が目指されたことがあきらかである。

近代学校制度が導入された当初から、身体に関する科目が小学校に設置されていた。身体への教育が必要だという認識があったのである。そして体操科は、「均齊な身体の成長」「健康」「快活で剛毅な精神」「規律を守る習慣」などを養成することを目的とした。それは兵役に適する身体を養成することでもあった。これらの目的のために小学校体操科では、遊戯、普通体操、兵式体操が行われたのである。

V. 少年雑誌にあらわれた身体

さて、軍や学校以外の場ではどのような身体観が提示されたのだろうか。少年雑誌の記事にあらわれる身体観をあきらかにすることで、どのような身体が求められたのか考察したい。本稿では当時を代表する少年雑誌『少年世界』とその前身である『幼年雑誌』『日本之少年』の記事に注目する。まず、以下のような記事があったことに注目したい。

「聖上陛下にむかひ奉りて。忠節を尽すのみならず。亦我父母に事へて孝行をつくすべし」²⁶

「第一に父母につかえては、孝行をつくすべし……中略……不敬なる事なきように……中略……我身にとりてありかたく、たうとぶべきものは、第一に天皇陛下なり第二に父母なり、第三に国所にまつれる神々さまなり」²⁷

「孝経に身体髮膚之を父母にうく、敢て毀傷せざるは孝の始めなりとい

へり。……中略……諸君は我が身体と思ふべからず、我等は皆尊き父母の分身なり」²⁸

「若シ一朝事アルニ当テハ身命ヲモ抛テ王事ニ勤メ己レノ名ヲ挙ゲ父母ヲ顧ハシ芳名ヲ青史ニ止ムルニアリ」²⁹

「諸君のからだは、諸君の御両親から貰った身体であるからして自分だけで勝手にする事は出来ない、又、若し身体をそこねて、病気になるとうん、負傷をするとかすれば諸君の御両親は、どんなに心配をなさるか知れない、親に心配をかければ親に不幸である、それであるから、身体は、常時、

気を付ければならぬものです、……中略……成可、戸外の空気のよい所で運動をすることを務むべし、身体が丈夫になり、勉強も出来て、親に心配もかけず、これが大なる孝行の一つであります」³⁰

これらの記事では、あきらかに身体は自分のものではなく父母のものであり、かつ国のものであると説いていた。国のために自分の命を投げ出すことが美德であり、親孝行でもあるという考え方である。これは孝経にある「身體髮膚、受之父母。不敢毀傷、孝之始也。」の教えに従ったもので、広く受け入れられていた思想である。また、当時日本の教育の基本理念であった教育勅語の徳目の内容に忠実である。天皇を中心とした国家主義的な精神と身体が理想とされていたことがわかる。

そして、以下の記事にあるように、その身体は健康であることが求められた。

「丁年ニ至ルトキハ徴兵ニ応ジ皆検査ヲ受ケ虚弱ナル者ハ退ケラレ健康ナルモノハ堂々タル兵士トナリテ国家ヲ保護スベシ」³¹

「古人云はずや健康なる身体に健康なる精神舎ると若し諸君に衛生に注意せず身体虚弱ならんかいかでか今日の名誉を永遠に維持し益国光を發揚して先輩の遺志を續くを得んや」³²

「身体を鍛錬強固にし以て世界の勁敵に当る底の覚悟なかる可からず嗚呼健康は立国の基と宣なるかな」³³

「堅固なる精神は健康なる身体に宿るとは古いかなる聖人の云ひ給ひ

けん人の此世にあつて何事なすにも己が身体健康ならざればいかにゆたかなる智識ありとも如何に多くの富をなすとも実際に応じて活動せしむること難かるべきのみならず一朝無情の魔風に襲はれて空しく病の床に呻吟し遂にあへなく北丘一片の煙と消え失するなど誠に嘆かはしきことどもなりされど人もし運動に心を寄せ常に摂養に注意し事を勉めて止まずば己れの望みを達すべし」³⁴

「身体の健康は人と生れたからには長寿して、少しでも長く少しでも多く御国の為に尽さなければならぬといふ肝腎な事」³⁵

このように、少年雑誌の記事の中では、国家、社会、将来のために健康でいることの重要性が説かれていた。健康な身体とは立派な兵士となれる身体、富国強兵を担う身体と考えられたことがあきらかである。そして、積極的に身体を健康にする方法として、運動について言及している。

「人ノ身体ヲ強壯ニシ精神ヲ活発ナラシムノ法ハ体操ニ若クハナシ故ニ人ハ毎日時間ヲ定期シテ体操ヲ為シ以テ身体強壯ナランコトヲ勉ムベシ」³⁶

「身体の健全を図る為にも、天賦の生命を恙がなく保つにも運動が必要である、適度に運動するの利益は一々数へられぬ程沢山にある……中略……(第一)運動するに、筋肉の新陳代謝を燉にする……中略……学校等にて課する体操遊戯は此の規則を生理的に応用した最良の運動法である……中略……(第二)運動すると、血液の循環をよくする……中略……運動をよくする人は、運動をしない人よりも概して循環が良好である、従つて強壯である……中略……(第三)運動すると神経を健かにする(第四)運動すると消化をよくする……中略……(第五)運動すると、呼吸器が丈夫になる……中略……軍人は皆な運動をよくするので、身体が壮健で見るからが立派である」³⁷

このように運動の必要性を説き、軍人の身体を理想として提示したので

ある。

健康な身体の提示は、小学校令の内容を充分に反映したものである。つまり、一八八九年、一九〇〇年の小学校令改正によって提示された体操科の目的に沿っている。少年雑誌はその記事の中で、健康な身体の形成を目指し、くわえて長生きして国のために尽くすことを読者に求めたのである。さらに、以下の記事にあるように、読者である少年は未来の兵士であることも求められた。

「少年諸子は、其不具癡疾ならざる以上は、必ずや早晚国民の必任義務ある兵役と云ふ関門を潜り脱けねばならぬで、学者になるにも商売を営むにも、農業に従事するにも又将校になるにも下士になるにも、皆一度はこの関門中の人となるのである」³⁸

この記事では、読者に国民の義務である兵役について説明し、新しく徴集された兵士の姿勢の悪さを示し、これを諷めていた(図7参照)。読者は軍国の少年であり、兵役は近未来図であった。

日露戦争がはじまると、以下のような記事が紙面に掲載された。

「国民五千万、満胸の熱誠を以て去る二月十日、宣戦の御詔勅を拝し奉り、小生等もまた諸君と共に、軍国の国民として出来る限り、国家の為に力を致しませう、直接に敵を挫くは軍人の役目ですが、私等は又間接に国民の士気を鼓舞し志操を確固たらしめやうと思ひます」³⁹

「申すまでもなく、日本は今軍国である、露西亞と戦争の最中である。此時に当つて、軍国の少年として、我が海軍のことなどは、当然知らなければならぬことと思ふ」⁴⁰

これらの記事に示される通り、読者は軍国の少年として戦争に関わるのが当然とされた。天皇を頂点とした徴兵制による軍隊を確立した軍隊国家ともいえる国民国家日本の姿がここにある。

前の三島の見解をふまえれば、小学校体操科は、まず、徴兵検査に合格する身体を目指したと考えてよい。同様に少年雑誌の記事でも、徴兵検査

に合格する身体の必要性が説かれたのである。くわえて、個人の死、いちまでもが国家によって意味づけられた。

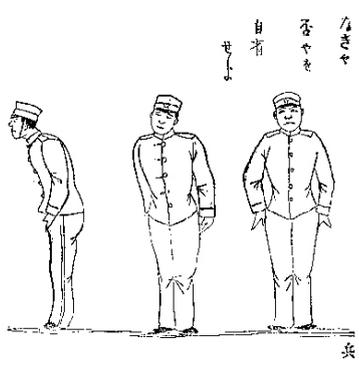


図7 新たに徴されたる兵 (多賀宗之、「兵卒時代(軍事談)上 国民義務」、『少年世界』、第六卷一号、明治三三年より)

「彼の日露戦役に於て、病める父を看護するに由なく、老いたる母を顧みるに暇無く、之を打捨て、国の為君の為満州の戦場に勇ましい働きを為したるものが少くありません。之等の勇士は孝道を欠きたる不孝者であるかと云ふに、決して左様ではありません。君に忠なる所以は親に孝なる所以であります。一国は重くして一家は軽いのであります。されば之等勇士は、忠臣にして且つ孝子たることはあきらかなのです」⁴²

戦場で死ぬことがいのちを無駄に終わらせるわけではないこと、それ

「死の価値 死は個人の為めにも、社会の為めにも、大なる損失に相違無い。が、損をして徳を取ると云ふ事もある。殊に死の損失に比して、更にその徳の大なる事がある。……中略……此等惜む可き諸勇士の死が、能く三軍の士気を鼓舞し、国民の気概を激励し得たとすれば、一個勇士の死は、やがて数十の勇士を喚起し、一双の志士の最期は、却て千百の懦夫を起たしめる動機と成る。これを思へば死者その人達は、宣しく地下に瞑して可なりだ。死す可き時に死せざれば、死に優るの恥ありとは、古武士の教にある事だが、死もその時期宜しきを得れば、損にして損にあらざり、却つて万金にも換へ難い事に成る。而も斯う云ふ死をこそ、丈夫の本懐と云ふのである」⁴¹

ころか戦場での死が名誉であることを示している。身体を国家に縛りつけることで、個人の意思をも拘束していたといえよう。

このように、読者の身体は、国家のための身体、兵士となる身体としてとらえられ、そのいのちまでが国家のためであることが求められた。ここでは、個人の名前は失われ、兵士という非人称の存在になることが理想とされたのである。

なお、少年雑誌が読者に兵士として臣民としての身体を提示した一方で、記事にあらわれない身体があつたことを忘れてはならない。雑誌記事では、運動をし、衛生に注意を払い、軍人のような健康な身体を目指すことを理想の身体像として示していた。しかし兵士として役に立たない身体についてはほとんど言及されていない。少年雑誌の記事にあらわれる言説は、軍人となれない身体については、国家の役に立たない身体であるということをも具体的に言及しないことで、排除、隠蔽していたのである。⁴³

VI. むすび

日本は近代化に伴い、西洋から移入した近代制度を支えるための身体を必要とした。よって軍隊や学校などの教育機関は、近代制度を支える身体の養成を目指した。また、少年雑誌の記事から、学校や軍隊以外の場でも、そのような身体の形成を目標としたことが分かる。このような近代的身体は「共同体／共同性」という視点から考察できる。

アンダーソンは、人々がほとんど同時に新聞を消費することによって、新聞が近代国民意識の形成に果たした役割を強調した。そして同時に大量消費される商品としての出版物が読者の間に新しい同時性の観念を生み出したことに注目し、資本主義の生産システムと、印刷・出版というコミュニケーション技術が結び付いた出版資本主義が「国民」(＝イメージとして心に描かれた想像の政治共同体)の創出に大きな役割を果たしたことをあきらかにしている。⁴⁴

少年雑誌の記事は、少年の身体が健康であることを望んだ。それは、兵士として戦える身体を求めたということである。つまり立派な軍人になるための健康な身体を理想とする身体観が、読者に提示されたのである。活字を通して共通の身体観を可視化し、提示したのである。この共通の身体観は「われわれ」＝「国民」という意識に結び付く。なぜなら、少年雑誌

で示された身体観は軍や教育が理想とする身体を補完するものであったからである。国家のための身体を理想とする身体観は、「われわれ」／「われら」の区分をし、「われわれ」という共同体⁴⁵を形成した。同時に、身体を、理想的とされる身体へ画一化、均一化することになった。このような共通の身体観は、共同体への帰属意識を高めるものであったといえるだろう。

さらに、雑誌記事の中で「死」をも管理する言説が語られていることは、身体が「共同体」によって確認されるものであることを示している。なぜなら、自分自身では確認(経験)出来ない「死」に関する言及は、それを看取る他者の存在を前提とするからである。それ故、身体と「共同体」は不可分な関係にある。また、「共同体」が「死」を管理し、その「死」に向かう身体を「生産」するという点が、近代的身体の特徴であることが確認できよう。

共通の身体観(つまり、立派な軍人になるための健康な身体を理想とする身体観)が提示され、そのような身体を目指すとき、身体は「生産」のシステムに乗せられたと考えるとよい。つまり、健康な身体をまるでモノのように「生産」し、その身体、生命を「消費」することを目的とする戦争につき込む体制が確立されたということである。その身体もまた「共同体」によってのみ確認可能である。このシステムの中では個々の身体、生命は「誕生」するのではなく、「生産」される。「共同体」としての国民国家のために身体、生命が「生産」され、その「共同体」の存続のためにその身体、生命が兵士として「消費」されるのである。

近代的身体の形成は、主に学校教育、軍隊など、国家の主導によって近代国民国家形成の手段として積極的に取り組まれた課題であった。少年雑誌は、その誌上に国家のために働く丈夫な身体を理想的身体像として示し、近代的身体の形成を強化していたのである。そしてこの近代的身体とは、まさにこの「生産」と「消費」のサイクルにのせられた身体だといえるだろう。

本稿の執筆にあたっては、拙著『身体近代化』(叢文社、二〇一〇年)を参考にした。

(表2) 年齢別平均身長の推移(女)(cm)

	6歳	12歳	15歳	17歳
1900年	104.8	133	144.8	147
1910年	105.8	133.6	147	148.8
1920年	105.8	136.1	148.2	149.7
1930年	106.9	138.4	149.6	150.7
1939年	108.1	138.8	150.7	152.5
1948年	107.3	136.1	149.1	152.1
1958年	109.9	142.8	152.3	153.5
1968年	113.1	147.6	154.7	155.3
1978年	114.6	150.4	156.1	156.6
1988年	115.9	151.2	157	157.8
1998年	115.9	152.1	157.4	158.1
2008年	115.8	152.1	157.3	158
2009年	115.8	151.9	157.3	157.9

(表1) 年齢別平均身長の推移(男)(cm)

	6歳	12歳	15歳	17歳
1900年	107	133.9	152.1	157.9
1910年	107	133.6	152.7	159.1
1920年	107	134.8	154.2	160
1930年	108.1	137.1	156.2	161
1939年	109.1	137.8	158.1	162.5
1948年	108.1	135	152.7	160.6
1958年	110.9	140.8	160.3	164.3
1968年	114.1	146.2	164.3	167.3
1978年	115.7	149.6	166.6	169.3
1988年	116.7	150.9	167.7	170.3
1998年	116.8	152.7	168.5	170.9
2008年	116.7	152.6	168.3	170.7
2009年	116.7	152.5	168.5	170.8

(表4) 年齢別平均体重の推移(女)(kg)

	6歳	12歳	15歳	17歳
1900年	17	30	42	47
1910年	17	31.2	42.9	46.8
1920年	17	31.3	43.4	47.4
1930年	17.3	33.2	45	48.1
1939年	17.7	33.7	45	48.8
1948年	17.9	32.2	43.9	49.1
1958年	18.4	36.4	47.6	50.3
1968年	19.4	39.9	49.8	51.7
1978年	20.1	42.2	51	52
1988年	20.9	43.6	52	52.7
1998年	21.3	44.9	52.1	53.1
2008年	21	44.2	52	53.2
2009年	21	43.8	51.6	52.9

(表3) 年齢別平均体重の推移(男)(kg)

	6歳	12歳	15歳	17歳
1900年	17	29	43	50
1910年	17.5	29.8	44.6	51.4
1920年	17.6	30.5	45.2	51.8
1930年	17.9	31.8	47.1	53
1939年	18.5	32.5	48.6	53.9
1948年	18.4	31.4	44	51.7
1958年	18.9	34	50.4	55.7
1968年	19.9	37.9	53.5	57.9
1978年	20.7	41	56.2	59.9
1988年	21.4	42.9	58.5	61.8
1998年	21.7	44.9	59.7	62.7
2008年	21.5	44.5	59.8	63.4
2009年	21.5	44.2	59.5	63.1

¹ 政府統計の総合窓口HP

<http://www.e-stat.go.jp/SGL/estat/List.do?bid=000001014499&cycode=110>

(二〇一〇年二月一三日アクセス) より筆者作成。

元の表は「生徒児童身体検査統計」(一九〇〇年から一九三九年)、「学校衛生統計」(一九四八年から一九五九年)、「学校保健統計調査」(一九六〇年以降)として実施されたデータから作成されている。

² ウーグ・クラフト著 後藤和雄編、『ボンジュール ジャパン フランス青年が活写した一八八二年』, 朝日新聞社, 一九九八年。

³ 『別冊 太陽』, 「ビゴーがみた世紀末ニッポン」(清水 勲監修), N・O・九五 Autumn 一九九六, 平凡社。

⁴ 『東京・神戸間の鉄道』, シリーズ画集『日本人生活のユーモア』, 一八九九年(『別冊 太陽』, 前掲より)。

⁵ 全日制勤務の軍隊。

⁶ 常備軍三年ののち、年に一度の短期勤務の義務を負う。戦時には常備軍に組み入れられた。

⁷ 第一後備軍を終わった後の勤務義務のない二年間。平時は召集されなかったが、戦時には召集される可能性があった。

⁸ 「七年十二月制定の『徴兵令参考』第四条に、「徴兵ノ身幹ハ、五尺一寸以上ノ定則ト雖モ、土地人種ニ由リ、定尺ニ当ル者十ガ一ヲ得ル能ハズ」とあるように、この規定は当時の日本人の体位からみてかなり高い水準であった。」(『日本近代思想大系四 軍隊 兵士』, 岩波書店, 一九八九年, 七五頁)

⁹ 一八八九(明治二二)年二月に公布された大日本帝国憲法第二十条「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定されていることと照応する。

¹⁰ 現役は満二〇歳以上で陸軍三年、海軍は四年。現役が終われば予備役として陸軍四年、海軍三年。後備兵役は五年。常備兵役、後備兵役に服していない満一七歳から四〇歳までが国民兵役とされた。

¹¹ 大江志乃夫, 『徴兵制』, 岩波新書(黄版) 一四三, 一九八一年, 八四

頁。

¹² 甲種、乙種、丙種は、徴兵検査における身体上の区分で、出身階層や身分の違いから生じたものではなかったが、出身階層の相違が色濃く反映した。筋骨薄弱は甲種合格とならなかったが、これは肉体力労働に従事しない階層の出身者が多かった。また、近視は丙種とされたが、近視は高学歴者に多かった。丙種合格で国民兵役に服するとはいえ、実質的には免役にも等しかった(大江志乃夫, 『徴兵制』, 岩波新書(黄版) 一四三, 一九八一年, 八七頁)。

¹³ 『日本人生活のユーモア画集』第二集, 『兵士の一日』, 明治三二年(清水勲, 『ビゴー日本素描集』, 岩波文庫, 一九八六年より)。

¹⁴ 『日本人生活のユーモア画集』第2集, 『兵士の一日』, 明治三二年(芳賀徹・清水勲・酒井忠康・川本皓嗣編, 『ビゴー素描コレクション1』, 明治の風俗, 岩波書店, 一九八九年より)。

¹⁵ なお、軍人の精神的なあり方については一八八二(明治一五)年、明治天皇が軍隊に下賜した軍人勅諭の影響が大きい。「忠節、礼儀、武勇、信義、質素」の五つが軍隊における基本的な徳目であり、第二次世界大戦終戦まで、軍の精神的支柱となった。

¹⁶ 本章における法令の引用はすべて、教育史編纂会, 『明治以降教育制度発達史』, 教育資料調査会, 一九三八年による。

¹⁷ 図6に『榭中体操法図』を示す(岸野雄三監修 大場和義解説, 『近代体育文献集成』第1期 第八巻体操I, 日本図書センター, 昭和五七年, 袋入一枚もの, 原版はB2版)。

¹⁸ 一八七三(明治六)年四月二八日, 全二一三章が整った(山住正己, 『日本教育小史』, 岩波新書, 一九八七年)。

¹⁹ 教育令が自由主義すぎたため, 翌一八八〇(明治一三)年に, 中央統制の強いものに改正された。

²⁰ 小学校教則綱領では小学校は、初等、中等、高等の三等に分けられている。

²¹ これは一六条からなる簡素なものだった。

²² 森は、小学校令をごく簡潔なものにとどめた。結果、「制度は整備さ

れても、目指すべき人間像が鮮明さを欠くという弱点を持つことになった。森はその開明性の故に、憲法発布の朝、刺殺され、その後、この人間像を政府の手で明確化しようとする動きが強まり、教育勅語発布へとすすんでいった（山住正巳、『教育勅語』、朝日新聞社、朝日選書一五四、一九八〇年、三九頁）という指摘があるように、小学校令では、具体的な目指すべき理想像が示されていない。よって、これ以降の小学校令が、目指すべき理想像、つまり身体観を具体化しようとする試みだったという考察も可能であろう。

²³ 『公文類聚』第二十四編，明治三三年。

²⁴ 三島通良，「改正小学校令に於ける学校衛生」、『教育公報』，第一四一
号，一九〇〇年，三〇五頁。

²⁵ 三島は、兵式体操については以下のような見解を示している。

学校衛生学上より認むる所に於ては、完全の身体を作るには、普通体操に如くものはありませんのでござります。兵式体操と云ふものは、既に一の技芸に属するものであつて、身体を作ると云ふことには、当つておりませぬ。……中略……もつと世の中が進歩したならば、小学校の兵式体操を全廃すると云ふ時代が来るかも知れませぬ（三島，同上，五頁）。

三島は、兵役に適する「完全の身体」を作るために学校衛生、普通体操の重要性を訴えている。また、興味深いのは、三島は兵式体操を身体形成の手段としてみているのではなく、「技芸」といつている点である。三島個人は、学校における兵式体操には否定的な見解を持っていたようである。

²⁶ 内藤耻叟，「幼年雑誌の開刊を賀す」、『幼年雑誌』，第一卷第一号，明治二四年一月。

²⁷ 内藤耻叟，「幼年の心得」、『幼年雑誌』，第一卷第二号，明治二四年一月。

²⁸ 高槻純之助，「府縣会」、『幼年雑誌』，第一卷第三号，明治二四年二月。

²⁹ 濱田助次，「帝國臣民ノ義務」、『日本之少年』，第六卷第一六号，明治二七年八月。

³⁰ 学校医，「身体を丈夫にする事」、『少年世界』，第七卷第一一号，明治

三四年八月

³¹ 浦畑瞭太郎，「体力ヲ養フベシ」、『幼年雑誌』，第一卷第一五号，明治二四年八月。

³² 中村平輔，「少年衛生談」、『少年世界』，第一卷第二三号，明治二八年一月。

³³ 矢島慶，「健康は立国の基」、『少年世界』，第二卷第一七号，明治二九年

³⁴ 荒木晋三郎，「運動の楽しみ」、『少年世界』，第六卷第一三号，明治三三年一月。

³⁵ 石橋思案，「新聞ごっこ」、『少年世界』，第九卷第一号，明治三六年一月。

³⁶ 藤田景壽，「体操」、『幼年雑誌』，第一卷第一二三号，明治二四年一月。

³⁷ 「身体の鍛錬」、『少年世界』，第一三卷第三号，明治四〇年二月

³⁸ 多賀宗之，「兵卒時代（軍事談）上 国民義務」、『少年世界』，第六卷第一号，明治三三年一月。

³⁹ 小波，「記者消息」、『少年世界』，第一〇卷四号，明治三七年三月。

⁴⁰ 竹貫直人，「軍国の少年」、『少年世界』，第一〇卷五号，明治三七年四月。

⁴¹ 巖谷小波，「小波小言 死の価値」、『少年世界』，第一〇卷八号，明治三七年六月。

⁴² 高岡清次，「法律と道徳」、『少年世界』，第一三卷一二号，明治四〇年九月。

⁴³ 逆説的ではあるが、兵士としての身体を理想とする記事が頻繁に紙面にあらわれたということは、読者である少年たちにとっては、国家のための身体（兵士となる身体）という意識が希薄であったという考察も可能であろう。

⁴⁴ ベネディクト・アンダーソン著，白石さや・白石隆訳，『増補 想像の共同体』，NTT出版，一九九七年，四七―八七頁。

⁴⁵ 「共同体」は「個」の存在に根拠を与えるものである。自己は、共同性を持つ「他者」の存在を認識することで、初めて自己として確認でき

る。「個」の根拠は、「他者」を自らの映し鏡として設定しなければ確立できないからである。それ故「共同体」は「個」に優先する。「共同体」の存在によって「個」が確認できるからである（「わたし」の存在は「わたし」の存在を確認する「他者」の存在を前提としている。人間が単数で存在できない以上、「共同体」の存在が前提されるのである）。

また「共同体」は、他の「共同体」との差異を明確にすることによって、「共同体」の存在を確認する。「他者」との差異を明確にすることで「自己」を確認しているのである。